

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年11月27日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 8件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	換気空調系非常用ディーゼル発電設備(B)室給気エアフィルター差圧指示計において、指示不良(指針の固着)が認められたため、当該計器を点検・修理。	GⅢ	
2	1号機	換気空調系中央制御室冷凍機(A)の点検期限を点検計画に基づき平成27年12月としていたが、冷凍機(B)の不具合(運転不可)により予備機がない状態であることから、冷凍機(B)復旧後に点検することとしたため、マニュアルに従い、検討・評価し、点検期限を3ヶ月延長。	GⅢ	
3	3号機	起動変圧器3SBの点検期限を点検計画に基づき平成28年7月としていたが、起動変圧器の取替を平成28年9月以降に計画していることから、マニュアルに従い、検討・評価し、点検期限を10ヶ月延長。	GⅢ	
4	3号機	換気空調系原子炉建屋排気ファン(B)出口ダクトの屋外との壁貫通部において、雨水と思われる水の浸透及び滴下跡が認められたため、原因調査・対応検討。	GⅢ	
5	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系収集タンク(A)出口弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
6	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系加熱缶(A)蒸気バイパス弁(空気作動弁)用空気供給元弁において、軸封部に空気漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
7	3・4号廃棄物処理設備	プロセス放射線モニター系可燃性雑固体廃棄物焼却設備排気トリチウム回収装置(A)において、「ヒーター温度低」警報が発生し、装置の自動停止が認められたため、当該原因を調査。なお、回収装置(B)が運転しているため、可燃性雑固体廃棄物焼却設備の運転に影響なし。	GⅢ	
8	3・4号廃棄物処理設備	プロセス放射線モニター系可燃性雑固体廃棄物焼却設備排ガスダストサンプルガス流量積算計において、動作不良(積算しない)が認められたため、当該積算計を点検・修理。	GⅢ	